

令和4年7月29日

旧姓による預金口座取引のお取扱について

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行では、働きやすい社会づくりの一環として、希望される方に旧姓による預金口座開設等を下記のとおり取扱いたしますので、お知らせします。

旧姓による預金口座取引については、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、内閣府が関係各省と連携のもと取組みを進めている女性活躍の視点に立った制度等の整備における「旧姓の通称としての使用の拡大」に呼応するものです。

当行は、今後ともすべての人が働きやすい環境の整備に一層取り組んでまいります。

記

1. 取扱開始日

令和4年8月1日(月)

2. 対象となるお取引

対 象 者	個人(個人事業主を含む)
取 扱 店 舗	全店 (※徳島大正銀行アプリによるお取扱はできません。)
対 象 取 引	預金取引のみ(※一部お取扱できない商品・サービスがあります。) (注1) 当座預金、譲渡性預金、教育資金贈与専用口座「未来」、暦年贈与特約預金「泰平」、マル優・マル特・マル財受ける場合等のご利用できません。 (注2) 融資、投資信託、国債等の公共債、外貨預金、インターネットバンキング、でんさいネット等をご利用のお客さまは対象外となります。
必 要 書 類	旧姓が併記された以下のいずれかをご提示ください。 ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・住民票 (注3) 本人確認書類の旧姓併記は、お住まいの市町村への申請が必要です。
そ の 他	・ 性別問わずすべてのお客さまが取扱可能です。 ・ 当行でお取引を行う名義は新姓・旧姓いずれかに統一していただきますのでご了承ください。

ご不明な点等につきましては、お近くの営業店窓口までお問い合わせください。

以 上

